

岩行発第79号
平成24年11月2日

会員各位

岩手県行政書士会
会長 田村 格
(公印省略)

福島原子力発電所観光業風評被害による減収に対する損害賠償請求業務研修会開催のご案内

秋冷の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、未曾有の被害を与えた東日本大震災から早1年8ヶ月が過ぎようとしておりますが、岩手県においては、沿岸被災地区を中心に復旧、復興に向けて多くの人々が力を合わせ頑張っているところであります。

ところで、東日本大震災による被害は、地震、津波による直接被害にとどまらず、福島原子力発電所における事故に起因する直接・間接被害も、現在に至るまで大変大きな社会問題となっております。

この問題については、原子力損害賠償制度の枠組みの中で東京電力株式会社に対し損害賠償請求が行われておりますが、本年10月18日付で「観光業の風評被害に対する損害賠償対象地域の追加」が東京電力株式会社より発表され、岩手県がその対象地域として追加されました。この件がテレビ、新聞等で報道されたのを受けて、このたび八幡平市商工会様から岩手県商工会連合会様を経由して、岩手県行政書士会に損害賠償請求業務について問い合わせがありました。

今後、本損害賠償請求の活発化が予想されますので、岩手県内の各商工会等と連絡を取り、各商工会に出向き無料相談会を実施して行くことを計画しております。従いまして、会員の皆様におかれましては本業務について、その注意点も含め十分にご理解いただきたく、下記のとおり研修会を開催いたします。

ご多忙の折とは存じますが、多くの方々にご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成24年11月17日(土) 午後1時30分～午後4時30分
2. 場 所 勤労福祉会館 4階401・402会議室
(盛岡市紺屋町2-9 電話 019-654-3480)
3. 内 容 福島原子力発電所観光業風評被害による減収に対する損害賠償請求について
4. 講 師 日本行政書士会連合会より3名(予定)
5. 研修会費 1,000円
6. 申込締切 平成24年11月12日(月)

(締切り後の参加者には資料等の用意ができない場合がありますので、締切り厳守で
お願いします)

.....
研修会参加申込書

岩手県行政書士会 行 (FAX 019-651-9655)

1. 研修会に参加します

_____ 支部

_____ 氏名 _____